

全身用コンピューター断層撮影装置保守業務委託契約書（案）

福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、全身用コンピューター断層撮影装置（以下「本装置」という。）の保守について、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、甲が設置する本装置の機能を維持し、別紙「仕様書」に基づき業務に支障が生じないように保守点検を行うものとする。

第2条 乙が甲に納付する契約保証金は、 円とする。

第3条 保守業務の対象と内容は、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。

第4条 乙は、各月の保守業務が完了したときには、業務完了報告書を翌月10日までに甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

第5条 この契約の有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第6条 保守点検委託料は、 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の内訳は下表のとおりとする。

期間	委託料の内訳	うち消費税及び地方消費税の額
令和8年4月 ～令和9年3月	円	円
令和8年度 計	円	円

3 乙は、第4条に掲げる甲の完了確認を受けたのちに、書面をもって当月分の委託料の支払いを請求することができ、月額委託料は下表のとおりとする。

期間	月額委託料	うち消費税及び地方消費税の額
令和8年4月 ～令和9年3月	円	円

4 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

5 甲の責めに帰する事由により、前項による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を請求することができるものとする。

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、

あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第8条 本装置の故障の原因が、以下の事由による場合の故障の修復に要する費用は甲の負担とする。

(1) 天災地変により生じた損傷または故障、その他の不可抗力による損傷または故障。

(2) 乙以外のものによる改造、修理、及び設置場所の変更に起因する故障。

第9条 次の事由による修理調整等の費用については、甲、乙協議の上適切な料金を定めるものとする。

(1) 甲の著しい不注意による場合

(2) 甲の要請による移転作業及び他の機器との接続

第10条 乙の保守員が保守作業中に既存建物及び設備等に損傷を与えた場合は、乙の負担において速やかに補修するものとする。

第11条 乙（従業員等含む）は、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者並びに甲が所有する患者の情報を漏らしてはならない。

第12条 保守作業に係る一切の機材、工具技術料及び諸経費は、乙の負担とする。

第13条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一次中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

第14条 甲は、次の各号の一に該当することとなったときは、契約を解除することができる。

1 乙が契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

2 乙から契約解除の申し出があり、甲がその理由を正当と認めたとき。

3 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認め

られるとき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

第 16 条 この契約に定めのない事項又は、この契約に関して疑義が生じたときは必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住 所 福島県双葉郡檜葉町大字北田字中満289番-1
氏 名 福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所
所長 宮川 明美

乙 住 所
氏 名